

平成 26 年度診療報酬改定に伴う特定器材マスター
 (項番 18 「旧金額」項目に設定する価格) の変更につ
 いて

現行の「旧金額」項目は、前回の診療報酬改定における金額を収載していますが、特
 定器材は、経過措置品目 (段階的に材料価格を変更する品目) や価格変動の調整を 6 か
 月毎に見直し行う歯科用貴金属の素材 (金、パラジウム、銀) 等があることから、診療
 報酬改定後の 2 年の間に、一部の特定器材に価格変更が生じています。

このことから、「旧金額」項目には、直前 (変更前) の金額を収載するよう変更します。

(例) 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金 12 % 以上 J I S 適合品)

平成 24 年 4 月まで : 1g 1018.00 円

平成 24 年 4 月時 : 1g 1028.00 円 (医療費改定時)

平成 24 年 10 月時 : 1g 1036.00 円 (価格変動によるもの)

平成 25 年 10 月時 : 1g 1052.00 円 (価格変動によるもの)

特定器材名・規格名	新又は現金額	旧金額	公表時期
歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金 12 % 以上 J I S 適合品)	1028.00	1018.00	平成 24 年 4 月

特定器材名・規格名	新又は現金額	旧金額	公表時期
歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金 12 % 以上 J I S 適合品)	1036.00	<u>1028.00</u>	平成 24 年 10 月

特定器材名・規格名	新又は現金額	旧金額	公表時期
歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金 12 % 以上 J I S 適合品)	1052.00	<u>1036.00</u>	平成 25 年 10 月